平成２６年（フ）第５２６３号
大阪府枚方市高田１丁目１番54―11号、前住所大阪府枚方市高田２丁目16番９―203号
債務者　石畑　敬子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３３６号
大阪市旭区高殿４丁目20番37―1001号
債務者　三石　　正
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３４１号
大阪市福島区海老江７丁目22番27―408号、前住所大阪市此花区高見１丁目５番46―1006号
債務者　山中　治久
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３６２号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目15番６―402号
債務者　土岐　靖子（旧姓竹藤）
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５７８号
大阪府門真市本町９番16―705号
債務者　瀬崎　寅雄
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２９号
山口県宇部市開４丁目８番31号
債務者　佐伯　道江
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第５７９号
埼玉県日高市高萩東２丁目14番７号
債務者　伊藤　勝一
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第８７６号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅72号棟215号、従前の住所神戸市中央区大日通５丁目１番８号
債務者　橋本　美郷（旧姓伊勢野）
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９０３号
神戸市兵庫区駅前通５丁目３番11号
債務者　山本　聡子
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４５号
兵庫県尼崎市築地４丁目６番２―501号
債務者　肥髙　晴美
1　決定年月日時　平成26年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２５８号
大阪市平野区長吉長原東３丁目12番２―106号、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原東３丁目７番23号
債務者　丸尾　　悟
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６２号
静岡県藤枝市南新屋179番地の１
債務者　曽根かほる
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月２日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１６０号
長野県松本市大字内田60番地１
破産者　増田　孜代
1　決定年月日　平成27年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第６８３号
東京都西多摩郡日の出町大字平井1758番地
破産者　高木　秀幸
1　決定年月日　平成26年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１９６０号
横浜市港南区上大岡西３丁目11番２―408号
破産者　中平　　達
1　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
2　一般調査期日　平成27年２月12日午前10時20分
平成27年１月５日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７５号
北海道旭川市３条通12丁目969番地の３
破産者　吉田　雅彦
1　破産債権の届出期間　平成27年２月６日まで
2　一般調査期日　平成27年２月25日午後２時10分
平成27年１月６日　　旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４８号
三重県四日市市浜田町14番10号　シャンピア・スズキ701、前住所三重県伊勢市二見町西1017番地168　コーポウエスト203号室
破産者　中村　　守
1　破産債権の届出期間　平成27年２月13日まで
2　一般調査期日　平成27年３月13日午前10時
平成27年１月６日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
名古屋市天白区一本松２丁目1201番地　サンシャトー白鳳106号、前住所三重県桑名市西正和台２丁目９番地23
破産者　中村　　綠
1　破産債権の届出期間　平成27年２月13日まで
2　一般調査期日　平成27年３月13日午前10時
平成27年１月６日
津地方裁判所四日市支部破産係